

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の実施要領

1 趣旨

近年、一部の建設資材の需給状況がひっ迫し、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が発生している。

このため、建設資材の需給状況のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について当初に調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更により対応することができることとする。

2 対象工事

(1) 令和5月3月22日以降に入札を行う工事

なお、下記の工事においては本要領の対象外とする。

【対象外工事】

- ・「建築工事等価格積算要領」に基づき積算する工事

3 設計変更の対象項目

通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材（生コンクリート、アスファルト合材、石材等）の購入及び輸送費等の調達に要する費用、建設機械の調達に要する費用、通常、特定の所在地から調達する仮設材（鋼矢板、H型鋼、覆工板、敷鉄板等）の輸送費等の調達に要する費用及び器資材（橋梁ベント、橋梁架設用タワー等）、暗渠排水疎水材の購入及び輸送費等の調達に要する費用。

なお、ここでいう「地域」及び「所在地」とは、各（総合）振興局にて通常の工事積算で使用している基準とする。

4 主な手続き

(1) 特記仕様書に本要領の対象工事であることを明示するとともに、記載例を参考に設計変更の対象となる項目を明示するものとする。

(2) 受注者は、当初契約締結後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に工事監督員と協議するものとする。

(3) 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

< 特記仕様書記載例 >

本工事にて設計変更の対象となる項目は以下のとおりである。

該当○印	資 材 名	規 格	調達地域等
	生コンクリート	RC1	〇〇ゾーン1
	アスファルト合材	細粒度アスコン	〇〇ゾーン2
	建設機械	路面切削機	〇〇市
	仮設材	敷鉄板	〇〇町